

## 令和元年第 11 回加西市教育委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年 11 月 20 日（水） 14 時 00 分  
2 閉会日時 同 日 15 時 32 分  
3 開催場所 加西市役所 1 階多目的ホール  
4 出席者 教 育 長 兼 松 儀 郎  
委 員 沼 澤 郁 美  
委 員 楠 田 初 美  
委 員 中 川 和 之  
委 員 深 田 英 世

- 5 上記出席者及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名

教育部長	本 玉 義 人
教育総務課長	今 西 利 夫
学校教育課長	安 富 重 則
こども未来課長	伊 藤 勝
生涯学習課長	森 幸 三
図書館長	菅 野 広 美
総合教育センター所長	常 峰 修 一
教育総務課主幹	井 上 英 文
生涯学習課主幹	永 井 信 弘
教育総務課長補佐兼総務係長	松 田 ちあき

- 6 付議事項

議案第 3 4 号 令和 2 年度加西市立加西特別支援学校高等部入学者選考要綱について

議案第 3 5 号 加西市区域外学齢児童生徒就学に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 3 6 号 加西市区域外学齢児童生徒就学に関する規則を廃止する規則の制定について

議案第 3 7 号 令和 2 年度加西市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について

議案第38号 加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第39号 加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係規則の整理に関する加西市教育委員会規則の制定について

議案第40号 加西市立認定こども園移管先事業者選考委員会設置要綱の制定について

## 7 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

## 8 質問及び討議の内容

議案第34号 令和2年度加西市立加西特別支援学校高等部入学者選考要綱について

学校教育課長より説明する。加西市立加西特別支援学校学則第8条第2項の規定により、令和2年度加西市立加西特別支援学校高等部入学者選考要綱について別紙のとおり定めるため委員会の議決を求める。

令和2年度加西市立加西特別支援学校高等部入学者選考要綱について、文字の訂正をお願いしたい。入学願書の志願者の一番下、出身校の右端に卒業見込みとあるが、見込みの後ろのひらがなの「み」が抜けているので、加筆していただきたい。

内容について、今年度は、日程以外の大きな変更はない。加西特別支援学校高等部の入学者選考については要綱に記載しているとおおり、基本方針、本科における志願者取扱要領並びに本科における入学者選考要領に基づき実施をしたいと考えている。選考方法については記載のとおりであるが、調査書により、まず書類審査を行う。そして面接、適性検査等を2月14日に行う予定である。定員割れがあれば再募集を行う。

今後の日程は要綱記載のとおり。志願者は令和2年1月20日から1月24日の間に入学願書等を提出し、面接・適性検査を2月14日に行う予定。

### 教育委員会からの質問および学校教育課長の回答

・要綱等についてはこれでいいと思うが、文言の修正を提案したい。出身校に市立の「市」が入ってしまっているので、ほぼ加西市立の子どもだとは思いますが、要綱上は削除したほうがよいと思う。また、様式第8号「出身中学校」とあるが、「出身学校」で表示したほうがよいと思う。

(回答) 様式第7号の出身学校長副申のところも「市(町)立」となっているので、

こちらにも「立」だけにし、統一するよう訂正したい。

議案第 35 号 加西市区域外学齢児童生徒就学に関する条例を廃止する条例の制定  
について

議案第 36 号 加西市区域外学齢児童生徒就学に関する規則を廃止する規則の制定  
について

学校教育課長より説明する。議案第 35 号加西市区域外学齢児童生徒就学に関する条例（昭和 60 年 3 月 26 日条例第 18 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定したいので、委員会の議決を求める。

廃止の理由は、次のとおり。加西市外に住民登録のある児童生徒については、学校教育法施行令第 8 条及び第 9 条の規定により、保護者から申し出があれば住民地の市町教育委員会との協議の上、区域外からの就学は可能である。実際そのような児童生徒はいるが、特別支援学級に在籍する児童生徒については当該条例により、住所地の市町教育委員会が委託料を負担することになっている。委託料が区域外就学の協議成立の障害となっており、同様の条例を制定している市町教育委員会もあるが、近年この委託料を廃止した教育委員会も複数ある。このような現状を鑑み、加西市立学校指定変更区域外就学承認基準の要件を満たす児童生徒については、特別支援学級在籍の有無にかかわらず、等しく区域外就学の承認が行えるためにも、当該条例の廃止が望ましいと考えている。

関連する、議案第 36 号加西市区域外学齢児童生徒就学に関する規則を廃止する規則の制定について、議案第 35 号の条例の廃止に伴い、本条例の施行について協議事項、入学許可、許可書等、委託料の請求、委託料の納入など必要な事項を定めている当該規則についても廃止したいと考える。したがって、当該規則を廃止する規則の制定について当委員会の議決を求める。

教育委員からの質問および学校教育課長の回答

・廃止する意味というのは、委託料が一番ネックになっているということなのか。

（回答）そのとおりである。基準に従うと、例えば小野市から加西市に来る場合、通常学級の小・中学生は協議のみで来ることができるが、特別支援学級の子どもについては、区域外が認められると、加西市に委託料をお支払いいただくということになる。小・中学校の特別支援学級の子どもについても、委託料なしで区域外の受け入れを行いたいので廃止したいと考えている。

・委託料の部分だけではなく、全部を廃止するという事なのか。

(回答) そのとおりである。

・廃止の後の改正後の分は、どうなるのか。

(回答) 加西市立学校指定変更区域外就学承認基準があるので、これにより、きちんと受け入れはできる。

・その基準とは、どのようなものであるのか。

(回答) 例えば、学年途中の転居があった場合、区域外就学承認基準を満たした上で学年末まで、転居前の学校に通学することができるであるとか、市外から市内に入ってくる際には、指定区域というものがあるなど、基準を満たすということを要件にさせているものが14項目ほどある。

・そちらの規則の文言修正等は、もう特別支援学校の子どもについても必要ないということなのか。

(回答) そのとおりである。

〈教育委員の意見〉

・条例を廃止するという事は大変なことで、それをまたすぐに作るということもできないので、もう一度じっくりと勉強させていただきたい。

・委託料は市が支払うのだが、委託料を取らないということなので、皆さんにとっても、すごく安心できると思う。近隣等に合わせてこの文言をなくすということなので、この案でよいと思う。

〈学校教育課長からの補足説明〉

小学校・中学校の通常学級の子どもたちが区域外、つまり他市から加西市に来る場合、特に委託料は取らない。例えば、おばあちゃんのお家がこちらにあるから、実家がこちらにあるからということで、本来の区域は市外であっても、要件を満たしていればそのまま、無償で区域外指定させて、就学を認めている。

ただし、特別支援学級の児童・生徒については特別支援学級に入ることになると、その委託料として年額2万円を負担して、例えば小野市から来るなら、小野市に2万円を払っていただき、加西市で受け入れるのが本条例であるが、その委託料は、必要ないだろうということである。委託料の支払いをめぐり、他市との協

議に手間取ることもある。他市の状況を見ると、委託料を取っていないところがほとんどであり、具体的に言うと、北播残りの4市1町で、小野市が委託料を取っている以外は西脇、加東、三木、多可も含めて委託料はなしで受け入れをしていた。この条例があることによって、加西市に受け入れる場合は、どうしても委託料をいただかないといけないということになるので、平等性という観点からや区域外就学を認める際の負担という点で、保護者の皆さんの願いや、子どもの就学に関して壁になるということがあり、このたび精査して条例廃止を上程した。その手続的なものの規則も同時に廃止させていただくということでご理解いただきたい。

・委託料をなしにするというだけで条例を廃止したいということなのか。

(回答) そのとおりである。特別支援学級の子どもたちを区域外で受け入れる際の規則になるので、別に特別支援学級の子どもたちを特化してこういう規則を作らなくても、もともとある区域外就学の規則のほうに、小学校・中学校の通常学級の子どもたちと同じような規則でやっていけばよいということで、撤廃したらよいという考えである。委託料に関する記述は条例の一部ではあるが、そもそもその委託料も含めた条例そのものが不要となり、通常の子どもたちと同じように区域外も認めたいという考えである。

〈教育委員の意見〉

・消えてしまったら次はできないと思うので、これを廃止しても大丈夫という補足のものを見せてもらいたい。

・これで入りやすくなるし、お金もかからないから、逆を考えるとすごく負担も平等、入る条件が全部一緒なので、すごくいいことだと考える。

・例えがよくないかもわからないが、今までこちらの学校に通われていて、何らかの家庭の状況で市外へ出られたが、引き続きやはり慣れたこちらの学校へ行きたい、就学しておきたいというときに、今までは委託料がかかっていたが、それはもういいですよ、引き続きどうぞという主旨なので、私はこれでいいと思う。

・委託料がかからないことに関しては、すごくいいことだと思うが、それを補足する根拠を見せていただきたいと思う。

根拠を後で示すということを前提として採決を取る。

※補足

委員会終了後、学校教育法施行令第8条及び第9条の規定を示し、区域外就学に関する規定を確認してもらった。条例廃止により、すべての児童生徒に対し、平等な要件の下、区域外就学を認めることができることを承認していただいた。

議案第37号 令和2年度加西市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について

学校教育課長より説明する。議案第37号令和2年度加西市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について別紙のとおり定めたいので、委員会の議決を求める。

議案第37号3行目、本文の1行目、規則第2条第11号と書いてあるが、第5号の誤りであるので、訂正願いたい。

兵庫県教育委員会から、令和元年11月1日付の文書により、令和2年度の公立学校教職員異動方針が出された。その内容は昨年度と大きく変更はないが、令和2年度の重点項目として小学校・中学校では新学習指導要領への対応や校種間連携を一層進めること、特別支援学校では全ての教員が当該障害種別の免許状の保有者となるよう一層進めることが示されていた。

加西市では、県のこの方針に準じ教職員異動方針を定めており、昨年度と大きな方針の変更はしていない。教職員の異動については、加西市の実情に即した公正かつ適切な人事異動を行うことにより学校経営の充実を図るとともに、本市学校教育の一層の発展を期することを基本方針としている。異動については原則、現任校3年以上在勤した者としている。休職中、療養中、産前産後休暇中、育児休業中、派遣中の異動は行わない。また市外への転出については、交流人事希望、その他一身上の都合により転出を希望するものを対象とする。

配置換えは同一校勤務9年以上、ただし事務職員、栄養教諭は5年以上と定めており、9年以上のものは原則として異動を行う。また3年以上9年未満の者、事務職員、栄養教諭は3年以上だが、必要に応じて異動を行いたいと考えている。教育委員会で議決をいただけたら、教職員の異動に向け準備を進める予定である。

議案第38号 加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第39号 加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係規則の整理に関する加西市教育委員会規則の制定について

こども未来課長より議案第38号加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定と、加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について説明する。

どちらも規則の改正であるが、第38号は加西市の規則、第39号は教育委員会の規則でそれぞれ分けて改正する。先月、条例改正の審議をいただいたが、このたびは規則について改正をお願いするものである。

議案第38号の規則改正については5つの規則の改正及び廃止があり、正誤表で説明する。

第1条の加西市財務規則は、加西市の事務分掌、事務分担を定める規則であり、第1表においては幼稚園入園料が次年度以降なくなり、保育料だけになるので訂正をお願いする。

教育委員会の事務局の中の「次長及び指定する職員」というところは、この規則を制定した当時の部長級の職員は次長であったが、現在、部長となっているので、あわせて「次長」についても「部長」に改正をお願いする。

第2条は、加西市体育施設の管理運営に関する条例施行規則である。今までの使用料の減免の中に、「市内の幼稚園が教育上使用するとき」という減免規定があったが、幼稚園がなくなるので、「市内の幼稚園」を「認定こども園」に改正をお願いする。

第3条は、加西市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則である。これは、加西市の子どもの保育料は、2人目は半額、3人目はゼロ円という設定をする際、兄弟が2人いる方についてはこちらの表を適用してくださいという備考の説明だが、幼児園という言葉が備考の2から削除するものである。

第4条は、加西市認定こども園の設置条例施行規則の改正である。新たに専決事項として、こども園の園長は課長級ということで、園長の決裁権限を市の決裁規定、加西市教育委員会の決裁規定に規定する課長の専決事項とする。例えば、職員の時間外勤務や職員の休暇の届けなど、本来本庁においては課長が決裁するものについては、こども園の園長が決裁を行うことを可能とするものである。

第8条が専決事項で追加されたので、その他の第9条については順繰りで1条下がるという形になる。

新たに、賀茂幼児園と泉よつばこども園がこども園として位置づけられるので、こども園の設置条例、施行規則の中にも認可定員の定めを新たに設けている。賀茂幼児園については1号認定15名、2号認定36名、3号認定30名、計81名の定員、泉よつばこども園については1号定員15名、2号定員165名、3号定員81名、計261名の定員を定めるものとする。

第5条で加西市立保育所の設置及び管理に関する規則は、4月以降保育所が全てなくなるので、保育所に関する規則を廃止するものである。

続いて議案第39号について、第1条から第4条までは規則の改正、第5条、第6

条が規則の廃止である。

第1条の加西市立学校施設目的外使用条例施行規則については、学校園長が許可を出すという手続を定めたものだが、これまでは幼稚園等の施設を含めていたので、「校園長」という表現をしていたが、新たに幼稚園を外しているので、それぞれ規則の第1条、第4条、第5条、第6条については「校長」に改める。

第7条は、「幼稚園」を「認定こども園」に、第8条では、「校園長」を「校長」に改める。

第2条、加西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則については、給食センターが給食を提供する施設の一覧を提示している。現在、西在田幼稚園は休園中であるが、これまでは学校給食を利用しており、西在田幼稚園の廃園とともに、条文については第14号「西在田幼稚園」を削除するものである。

第3条は、教育委員会の事務局組織規則の改正である。第12条で「加西市立公民館、加西市立幼稚園、加西市学校給食センターに関することは別に定めるところによる」とある「加西市立幼稚園」は「加西市立認定こども園」という文言に改正する。

別表、こども未来課の事務分担の内容だが、これも全てこども園になったので、建物だけではなく幼保の中身の部分は残るが、ひとまず幼保の一体化の推進に関することについては、事務分掌を外し、同様に4番目の「保育所、幼稚園、幼児園」も、全てこども園になるのでその文言を削除する。1番目がそれぞれずれてくるので、1から7まで別表の訂正をお願いします。

第4条は、加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する規則であるが、「加西市立幼稚園型一時預かり事業」から、「加西市幼稚園型一時預かり事業」に規則のタイトルを変更する。これも先月申し上げたとおり、加西市立の幼稚園型ということではなく、加西市と幼稚園の間に「立」を入れるのは適当でないという判断で、この機会に「立」を外している。

幼稚園型一時預かり事業の実施園だが、これまで幼児園、それから幼稚園も含めていたが、4月以降は全て認定こども園になるため文言を改正する。

実施日、開設時間について、幼稚園での開設を想定した文章になっており、8月13日から15日を除くということで、それ以外の日についても教育利用の子どもについては、保育利用の子どもと同様に受け入れをしているので、このように文言を変更する。

別表、幼稚園の料金が前の表ではあったが、幼稚園がなくなり全てこども園になるので、料金表もこども園だけを想定した形で、幼稚園の部分の行を削除している。

第5条加西市幼稚園の設置及び管理に関する規則は廃止をする。同様に、第6条も幼児園についても幼児園の実施に関する規則の廃止を行う。

教育委員からの質問及びこども未来課長の回答



・加西市財務規則、別表について、改めたところは2カ所であるのか確認したい。

(回答) 別表第1のところ、まず「次長及び指定する職員」というところの改正前は「次長」だが、改正後は「部長」に訂正をお願いしたい。もう1つの改正は、「幼稚園入園料」がなくなったということで整理いただきたい。

・加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係規則の整理に関する規則の第4条、このたび幼稚園という言葉がなくなったので利用料の300円がなくなり200円と500円になったと記載がある。備考欄の「階層区分2については、8月までの利用料は前年度に納付すべき市民税の額で判定し、9月以降の利用料は当該年度に納付すべき市民税の額で判定する」と書いてあるが、8月は夏季休業であるが、市民税の決定はほとんど6月にできているので、9月を待たずしてもう少し早くに、非課税などわかってくるのではないのか。

(回答) 保育料の計算と所得の計算の時期についてはそのとおりである。確かに6月の時点で市民税が確定するので、9月を待たずに反映が間に合うのではないかとということであるが、市民税の計算を保育料に反映させて計算させるという手続が8月、9月の時期にずれ込んでしまうのが実際であり、加西市を問わず全国的な保育料の計算についてもそのような形で現在進めており、国も保育料の算定については、その方針としている関係上、独自に保育料の設定も想定できるが、国の制度に準じて設定しているのが現状である。早く設定することも可能かもしれないが、やはり保育料の計算に間違いが生じることも予想され、全国に合わせた形でしている状況である。

・これは市の色々な手続上こうになってしまうのではなく、全体的な全国的なシステム、流れの状態で9月にほとんど全てのところが改正していくという流れになっていると解しているのか。

(回答) そのとおりである。

・確認だが、別表1、改正前の幼稚園がなくなるので左の改正後は消えているということは理解できるが、次の「左欄に掲げる就学前児童が、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部」、これは例えば私立の施設や市外の施設を想定しているので残っているということであるのか。

(回答) そのとおりである。

議案第40号 加西市立認定こども園移管先事業者選考委員会設置要綱の制定について

こども未来課長より説明する。議案第40号加西市立認定こども園移管先事業者選考委員会設置要綱について別紙のとおり制定したいので委員会の議決を求める。この条文については、これから5園の認定こども園が4月からスタートするが、そのうちのある園については民営化を計画することを検討している。民営化の検討をするに当たり、募集要項のあり方や、どういった事業者を選定すべきなのか、選考基準を策定していく作業が必要になる。策定作業の段階から入り、事業者の選考に携わるが、募集前それから募集後の両方の期間を含め、事業者の選考を行う委員の設置要綱である。委員については、学識経験を有する者、経営に関する専門知識を有する者ということで、市内の事業者、あるいは市の行政組織とはあまり関係のない、本当に客観的に判断ができる第三者の方が委員になることを想定し、準備を進めたいので、そのために必要な事項を定めた要綱である。

#### 教育委員からの質問及びこども未来課長の回答

・第10条に「この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める」とある。施行が12月1日からであるが、別紙的なものがもう作成されているのか。

(回答) 総合教育会議の際にお示しした方針案を作成しただけの段階で、これから事務的な作業を進めていく。今回11月の定例会なので、12月から可視化できるような形で、これから委員の選任も含めて進めていきたいと思い、12月にしている。

・施行日までに別紙もできると理解してよいか。これはまだ今からの状態か。

(回答) 事務作業については今からとなる。

・詳細は別に定めるとなっているので、中身のところはこれから検討に入られると思うが、一応今原案として、例えば委員会の委員は大体何人ぐらいを考えているとか、例えば年に何回ぐらいを予定しているとか、原案だけでも今考えられていることがあれば教えていただきたい。

(回答) まだ案の段階でスケジュールや人数は変わる可能性があるが、学識経験者及びその経営に関する専門知識を有する方については、5名ぐらいを想定している。こちらの想定する範囲だが、来年度の上半期までの間に事業者の選定を進めたいと考えている。年を明けてから募集要項を作成し、募集広告を出すまでの間に、委員に2度ほど集まって募集要項を検討いただきたい。実際に公募をかけた後、3度ほど集まって選考いただく作業で、計5回ぐらいの開催を見込んでいる。来年度の上半期、秋ぐらいまでに事業者の選定ができると、移行期間というものも必要になるかと思う。そのスケジュールでいくと、令和4年の4月に向けて作業を進めていくと

いう流れが、今想定する範囲の中では進めやすいスケジュールであろうと考えている。

・誰が事業者にというのはこれからのことなので、何年の何月というのはなかなか難しいことだと思うが、それよりもまず、委員をいつぐらいから選定して進めていくのか教えていただきたい。

(回答) できれば12月に入ってそれぞれ声かけをし、1月、2月、3月の間に一度お集まりいただけるような形をとりたいと思っている。

・大体の委員や今後どれぐらいの回数で委員会を開催するのか、あらましのことを聞かせていただきたいと思い質問をした。詳細な内容等の規定が作成できたら、公表していただきたい。

## 9 議決事項

議案第34号 令和2年度加西市立加西特別支援学校高等部入学者選考要綱について

原案通り可決

議案第35号 加西市区域外学齢児童生徒就学に関する条例を廃止する条例の制定について

原案通り可決

議案第36号 加西市区域外学齢児童生徒就学に関する規則を廃止する規則の制定について

原案通り可決

議案第37号 令和2年度加西市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について

原案通り可決

議案第38号 加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

原案通り可決

議案第39号 加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係規則の整理に関する加西市教育委員会規則の制定について

原案通り可決

議案第40号 加西市立認定こども園移管先事業者選考委員会設置要綱の制定について

原案通り可決

## 10 報告事項

### 教育長

- 10月21日（月）総合教育会議
- 10月21日（月）加西市行政の取組状況報告会（市民会館）
- 10月25日（金）北条東小学校学習指導研究発表会
- 10月27日（日）PTCA活動支援事業「実践発表・講演会」（健康福祉会館）
- 10月27日（日）南部公民館まつり
- 10月29日（火）定例校長会
- 11月1日（金）加西市まち・ひと・しごと創生推進本部会議
- 11月1日（金）加西特別支援学校学習指導研究発表会
- 11月6日（水）市議会臨時会
- 11月7日（木）宇仁小学校学習指導研究発表会
- 11月8日（金）～9日（土）泉第三保育所幼児教育研究発表会
- 11月9日（土）在田・出会い・触れあいフェスティバル（泉小学校）
- 11月12日（火）播磨東教育長会・播磨東地区教育委員会連合会合同研修会、播磨東教育長会（アステシアかさい）
- 11月13日（水）加西ふるさとミーティング（賀茂地区：賀茂会館）
- 11月16日（土）北部公民館まつり
- 11月18日（月）加西ふるさとミーティング（宇仁地区：八王子会館）
- 11月19日（火）加西特別支援学校寄贈品贈呈式（加西特別支援学校）

### 生涯学習課長

11月、12月に開催される3つのイベントについて説明する。

第 27 回ふれあい伝統芸能フェスティバルを開催する。11 月 23 日土曜日、勤労感謝の日の祝日。毎年、播磨農高祭と同時開催している。播磨農高の郷土伝統文化継承クラブが播州歌舞伎を演じるが、この発表に合わせて市内の芸能団体に出演いただき、伝統芸能フェスティバルという形で盛り上げようと開催している。今年はプログラムのとおり、「宇仁の里ふるさと太鼓」、「播州音頭踊保存会」、「夢ふくふく」（南京玉すだれ）、「ひまわりっ子クラブ」、「播州加西あばれ太鼓愛好会」の 5 団体に出演をいたした後、郷土伝統文化継承クラブによる「寿式三番叟」を披露する予定である。

次に防災関係のイベントを 2 つ予定している。今回で 5 回目の開催となる加西消防署 1 日体験は、加西市女性団体連絡会、加西市連合婦人会が主催で開催する。消防署に行き、市内在住の年長児から小学生のおおよそ 30 組 80 名の親子と、女性団体のスタッフ約 20 名の方に参加していただく 100 名前後のイベントとなっている。

体験の内容については、消防署のほうでプログラムを組んでいただいているが、AED 体験、消防緊急車両の見学、煙体験、消火器や放水銃を使った放水消火体験、お昼には防災食体験を行う。

防災ママカフェは、生涯学習課が主催するイベントで、善防公民館で開催予定。子育て中の親子が対象であり、ゼロ歳児から年長児まで、就学前のお子さんをお持ちの家庭を対象に考えている。内容についてはプログラムのとおり、講師にかもんまゆさんをお呼びする。東日本大震災や、熊本の災害のときにも避難所へ行かれ、いろいろな活動をされている方であり、その実体験をもとに子育て世代が被災したときにどのような状況になるのか、どう備えていけばよいのかを、話していただく。

お昼には小さなお子様でも食べられるものということで、アルファ米を使った防災食づくり体験をしていただく内容になっている。こちらも 30 組程度の親子の参加を予定している。

#### **総合教育センター所長**

平成 30 年度加西市内の小中学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について説明する。時期は遅くなったが、文部科学省の行う「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の平成 30 年度の結果が下りてきたので、加西市の問題行動とあわせて報告をする。

問題行動は、暴力行為、いじめ、長期欠席の大きく 3 つのジャンルについてのまとめになっている。

まず、暴力行為について、暴力行為の発生件数というのは、刑法犯に当たる暴力行為を上げている。この捉え方として、怪我の有無にかかわらず、また病院で診断を受けたとか、あるいは警察への被害届の有無にかかわらず、暴力行為に該当する。ちょっと突き飛ばしたであるとかいったものも含めて全て対象にしている。兵庫県と全国と加西市を対比してまとめている。

1,000人当たりの、その下の「暴力行為の形態別構成比」については、上に上げた件数の何%程度がそれぞれの暴力行為に当たるかというのを割合で示したものである。分析として、1,000人当たりの発生率が小中学校とも県を上回ってはいるが、暴力行為に該当するものをそれぞれ現場で丁寧に指導して捉え、逃さず認知していったということが考えられる。また全体数が非常に少ないので、1件当たり発生するとその分の若干の比率が高くなっている結果とも取れる。

内訳については、生徒間暴力が大半を占めている。大きな重傷事故はなかったが、その背後にいじめがないか危機感を持って検証していく必要があるように思われる。発達段階に応じ、それぞれ未然防止につながるような子どもたちのよりよい人間関係、そして学校、学年、学級づくりというものを図っていく必要がある。

2つ目のいじめについてであるが、この調査は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。当事者が感じる被害性に着目したということを見極めに行っている。いじめの認知件数については全国、兵庫、加西という形で示してあるが、国や県に比べると1,000人当たりの認知数は少ない。積極的な認知を進めてはいるが、さらに法に則った認知に努めていく必要がある。

その下の「いじめの態様別構成比」について、それぞれいじめの内容について全国、兵庫、加西市においては小学校、中学校に分けてまとめている。ネットいじめについては昨今問題になっているが、ゼロ件だったが非常に認知が難しいので、できるだけその可能性を頭において早期発見のためにも、いじめを相談できる体制の充実等が必要と思われる。

「いじめの解消率」について、加西市においては昨年度98.1%で、いじめた加害者が被害者に謝罪して終わるのではなく、3カ月の経過を見て、これだけの解消が見られているという結果が出ている。100%になっていないのは、この段階で3カ月の経過をまだ見られていなかったということの報告になる。

続いて、長期欠席、不登校についてである。不登校は30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校したくともできない、あるいは登校したくないというものを指す。小学校では国や県よりも割合が少ないとはいえ、微増している。中学校においては、平成29年度よりも少し減少しているものの依然として割合は高い。中学生になると自我の目覚めとともに思春期真っ只中に突入するところで、非常に精神的に不安定になりやすい時期ではあるが、小中の接続をうまくして、子どもの心理面や環境面の悩みをキャッチし、どう整えていくのかということが課題である。さらに、社会的にも中学校卒業後の引きこもりというものが非常に問題になってきているが、教職員だけではなくスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用して情報共有や共通理解を図り、さらには地域福祉課等の関係機関とも連携し、サードスペースができるような子どもたちの居場所づくりも考えた早期対応をすることが必要であると分析する。

## 教育委員からの質問および総合教育センター所長の回答

・暴力行為の分析のところで最後の暴力行為の未然防止のために推進を図る必要があると書いてあるが、今具体的に何か策を考えているのか。

(回答) まず、児童生徒と保護者との信頼関係が学校とできるように、管理職を中心に教育環境を整える。何と言っても「信なくば立たず」なので、そこから進めてもらう。センターとしては生徒指導の研修講座や、小学校においても支援を要する子供も増えてきているので、スクールソーシャルワーカーを派遣し、あるいは必要に応じて発達支援アドバイザーを派遣し、子どもの特性を見極めながら適切な支援ができるような形で進めている。情報、ネット関係、そういうところからいろんな情報を得て、田舎とはいえども、落ち着いた状況にはあるが、いろんな知識が、YouTubeなども通して入ってきているので、情報教育等も学校のほうで進めてもらいながら、適切な人間関係ができるような形で進めている。

・現在、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの学校との体制は、何か確立されたものがあるのか。

(回答) カウンセラーは各中学校区を主に拠点とし、小学校にも必要に応じ、早期から支援が必要な子供にアドバイスを行っている。総合教育センターのほうにいる学校サポートチームのスクールソーシャルワーカーも、各学校のほうへ必要に応じて、派遣要請があれば行くが、拠点校として各中学校に配置して回っている。

・いじめのところで、この構成比の真ん中の表で「その他」というところがあるが、例えばどういう一例があるのか。

(回答) 調査のときに、これ以外のところがあったので、これに当てはまらないところで嫌がらせになるような、例えば当事者が感じる被害性というところで着目したいじめも入っており、「周りがよかれと思って教えてあげた」とか、「手を引っ張ってあげた」などが、いじめと考えられたところも含めて「その他」に入っている。

・いじめの事例を聞いて、そこから3カ月経過観察があるが、それで改善されたらよいが、それ以降進展がない場合の事例はどのように対応しているのか。

自分のところの小学校であった例で、一応学校で話をし、先生は実際に家庭に行かれたが、またつい最近同じような感じで、存在を否定する言葉などを言われ、またその子のところへ先生が行かれた。こうしていくとあまり変わらない。そういう先生に対してどう指導、どう対策したらなくなるのかというのを、講じることを何かやっているのか。どうもなかなかなくなるようだ。

(回答) 特別なケースもあると思うが、基本的には、積極的に認知をしているので、そういった面については比較的早期から発見し大きくならないうちに解消している

のが大半だが、学校カースト制、子どもの上下関係があったり、いろいろなものがあるときに難しい事象が出てくるのかもわからない。そのときはセンターの生徒指導主事が学校長と相談をしながら、あるいは違った観点から家庭的な支援も必要であるという場合もあるので、そういう場合も学校サポートチームという形で派遣している。

・今少子化でほぼ1クラスばかりなので、小学校1年生から崩れてしまうと中学校3年生までの9年間、大変だと思う。そうならないように、これからもいろいろ対策をよろしく願います。

・不登校とかいじめに関する問題のところで、去年よりもいじめないし暴力行為のほうも数字的に上がっているが、説明があったように暴力行為に該当するもの全てを対象としたということや、そういう行為に該当するものを丁寧に指導した結果ということは、全てのものを報告するようになったのか、その報告の内容、方法が変わったのかということを質問したい。

また、もしそういう意味で変わった場合は、全学校統一して、一斉にこうしてくださいという形の方向性で変わったのか、もしくは個々の学校ごとに委ねてそうしてくださいという形になったのか、詳細なところを教えてください。

(回答) 全ての報告事項については、いじめも含めて全国的に統一された形で調査を文部科学省が行っている。その中でも、加西市においては報告事項を確認して、また暴力行為についても、些細な突き飛ばしたというようなものも、ちゃんと上がってきているので、きっちり丁寧な報告をまとめているという状況である。

・簡単なことでも去年はよかったけれども、今年からはきっちりと些細なことでも出してくださいというふうな方向性で投げかけたのか。それとも前と同じであったが、細かなものも新たに上がってきたという形なのか。

(回答) 方針に則りきっちり報告してくださいという形で学校のほうには投げかけている。

・その方向性は去年とはあまり変わらないけれども、数字が変わったと解してよいのか。

(回答) 特に、いじめについてはその前から出ていたが、さらにそういう通達が出ていても全国的にまだまだ浸透していないところがあり、もう少しきちんと積極的認知をという形で、いじめがゼロの学校というのはあり得ないという方向で、さらに少しずつきっちり浸透していったところもあるかと思う。



・ということは、きっちりと細かな分野も拾っていったらこの数字が上がっていると解してよいか。

(回答) そのとおりである。

### 1 1 協議事項

なし

### 1 2 教育委員の提案

・先日の総合教育会議であった学校給食費の公会計化の件で、ぜひ進めていただきたいと思い、自分なりに会社の方、何人かに聞いてみた。加西市の方ではないが、他市の状況などいろいろ聞いてみると、「まだ加西市さんはPTAが集めているのか」という意見があった。その人に「払えない人は、どうしているのですか」と聞くと、払えないときはその市の助成金から、子ども助成金などそういう補助金から、天引いているということを知った。今、地区役員をしていて奥さんもちょっと苦労しているので、ぜひ早急ではないが、他市の状況等も参考に、働き方改革の観点からもぜひ進めていってほしいと思う。総合教育会議から、まだ日が経っていないので進んでいないかとは思いますが、進捗状況を教えてもらいたい。

(回答) 確かにまだ時間的なこともあり、特に大きな進捗というところまでは進んでいない。いずれにしても、この前あの場でお話はさせていただいたと思うが、来年度に向けて、まず人員を確保するところから入っていく必要がある。実際には年明け1月、2月ごろに人事部局と折衝の場が持たれることになっており、まず担当者を1名つけてほしいという強い要望を出していくところからになる。

・それに伴ってこれから、例えばアナログでやっていた教職員の時間を割いているとか、例えば職員の勤退管理も踏まえて、学校で調査してシステム化のほうへ進んでいけたらいいのではないかと声を聞いて思った。半分ぐらいの市がそういうことをやっているのだから、給食費の公会計化をぜひ進めていってほしいと要望する。

(回答) 確かにPTAの方にお任せして、PTAの方にすごく負担をかけているというのは、何とか解消していくべきだと当然思っている。公会計化という形になると、当然会計システムも入れていき、市の財務会計ともリンクしながら動いていくような新たなシステムを構築していくという流れになるので、電子化という部分は相当進んでいく形になっていくと考えている。

### 1 3 今後の予定について

・第12回定例教育委員会 12月19日(木) 14:00～1F多目的ホール

・第1回定例教育委員会 1月23日(木) 14:00～1F多目的ホール

#### 1.4 その他

・1年間を通じ、小・中・特別支援学校やこども園も含め、教育委員会訪問でお世話になった。また運動会やオープンスクールなどにもお邪魔させてもらった。先日は学童保育にも見学に行かせていただいた。当然学童も教育ということであるが、今まであまり機会が多くなかったので、どういう形で運営されているのかということも含めて見させていただいた。

こども未来課の指導員からお話を聞く中で、子どもの数自体は減ってきているが、保護者の仕事の関係等も含めて学童を希望する方が非常に多くなってきている。一方で、支援を必要とするような子どもたちもいるという中で、本当に一生懸命子どもたちの面倒を見ていただいているという実態を見させていただいた。学校が終わって、ほっとして学童へ行って、もう気が緩んでいるという子どもたちもたくさんいる。その中で指導員の方がきめ細やかに、ゲームや掲示物を作ったり、いろんな工夫をされており、ありがたいなという実態を見させていただいたが、例えば病気で熱があつて体調が悪そうだな、測ったら熱がある。保護者に連絡をしても仕事でなかなか連絡がとれないといったときに、困ることがあるということもおっしゃっていた。指導員に聞いても、学童の指導員ということで募集をしているけれども、なかなか短時間でという人も集まらない状況の中、教育委員会としても苦勞されているし、学童の指導員の方もいろいろ思いがありながら勤めていただいているのかなと思う。見させてもらったところはまだ1園なので、また機会があれば、いろんな所にお邪魔させてもらいたいと考えているので、ご了解をお願いしたい。

・見させていただいて、皆さん一生懸命されていて本当に大変だなということを感じた。建物の古いところもあり、まだサッシではなく普通のガラスというところもあり、子どもが暴れまわって危ないかなということも感じた。お母様方が子どもさんを学童の職員の方に預けて、いろんな要求をされ、責任を持たされるそうなので、それも大変かなと思った。人が足りないようで、賃金なり保障というものは何かお考えなのか。また、学童は市のものであるのか。職員もそうなのか。何か決まり事というものはあるのか。

(回答) 学童はこども未来課の所管であり、そこで働いている職員は市の職員であるが、ほとんどが臨時職員で安定的な雇用の状態というわけにもいかないところがある。来年度から職員の雇用制度が大きく変わり、代表の支援員は処遇についても改善していく方向にある。また週3、4で入っているパートの職員がほとんどだが、今まではずっと定額の賃金であったが、年度ごとに昇給をしていくような賃金体系

に来年から変えていこうということで、見直しを総務のほうでかけてもらっている。できる限り私共としても、そういう見直しのときに少しでも待遇がよくなるように総務のほうにも声かけをしようと思っているので、これからも現場を見ていただいて、いろいろとお気づきになる点があれば、お伝えいただけたら関係部局と連携し、こちらでできることは対応していきたいと思っている。

- ・学童は本当にお母様方にはとても大事な部分であり、指導員が 1 人でも欠けると子どもさんを見られなくなる。もうちょっと高い賃金のところへ行こうかということになると大変であるので、準職員の形で保障とか賃金を考えていただければありがたいと思う。

この会議録は、事務局員が作成したものであるが、真正であることを認め、ここに署名する。

令和元年 11 月 20 日

出席者

(出席者署名)